

吾文禄元年三月 群馬郡下柴村の年貢儀定め [C] (一五九二)

下柴村辰之年貢儀定之事

合五百拾八石七斗八升六合者高辻也

此物成合五百俵者糲子、但京升七斗入也

右之分ニ相定申付候上ハ、少も未進不レ仕候様ニ、急^{きよ}度十月中ニ
皆済可レ仕候、若大風世上^(もし)なミハもれましく候、ひそん・水そん
などの事ハ^(日損)、下柴ニハ有レ之間敷候、末々当荒^(うちあら)・欠落^(かげおち)・死^(死)・
とのもの候共、か様ニ定候上ハ、是非之儀ハ^(隠)有間敷候間、残壱
人ニ而も、定之分ハ急度弁^(済可レ仕者也)又世中十分ニ候て、りん
郷^(取上)とリ^(アカリ)あり候共、下柴之儀ハ可レ為ニ右之分ニ候、仍如レ件

文禄元年

壬辰

之三月廿日

松井 武太夫印

同

善兵衛印

奥山

藤^(破損)印

下柴

肝煎・百性中

初

金兵衛(花押)

神

惣太夫

一